

生活・就労ガイドブックの情報掲載に関するガイドライン

令和7年12月

出入国在留管理庁

はじめに

出入国在留管理庁では、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（平成30年12月開催）において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、在留外国人の方々が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯及び交通安全など）を取りまとめた「生活・就労ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁のホームページ内に開設した「外国人生活支援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）において、多言語で公開しています。

我が国に在留する外国人の数が増加を続ける中、在留外国人の方々に上記のような基礎的情報の内容を十分に理解していただくことは、外国人との共生社会を実現していく上で非常に重要です。

一方で、ガイドブックについて、どのような情報を、どのような方法で集約し、どのような手段で伝達するかといった点は、これまで必ずしも十分な整理、認識の共有がなされてきませんでした。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえ、ガイドブックが効果的な情報発信のツールとなるよう、地方公共団体等における情報発信に係る好事例（ピクトグラムの使用やQRコードの活用など）も参考としながら策定したものであり、今後、ガイドブックを改訂する際に掲載する項目を明確に記載しました。

本ガイドラインが、在留外国人の方々に向け適正な情報を効果的に発信することの一助となれば幸いです。

令和7年12月
出入国在留管理庁

第1 目的

本ガイドラインは、ガイドブックの掲載情報や更新頻度などに関する基本的な考え方を整理することで、ガイドブックを通じて我が国のルール・習慣等に関する情報の発信をより効果的に行い、在留外国人が必要な情報を正確かつ迅速に得られるようにすることを目的として作成するものです。

第2 掲載情報

- 1 我が国に在留する、またはこれから在留しようとする外国人が、安全・安心に生活・就労するために必要な行政手続や社会制度、生活のルールなどに関する情報であって、関係府省庁で内容を整理したものを「基礎的情報」と位置づけます。
- 2 ガイドブックに掲載する基礎的情報は、関係府省庁が所管する各施策又は取組みのうち、外国人のライフステージに沿って必要となる情報や生活上の困りごとに応じて分類した以下の項目に該当するものとします。なお、本分類は関係府省庁で協議の上、必要に応じて見直します。

(1) 来日前・渡航準備

- ア 出入国・在留に関する制度及び申請手続（渡航前の査証申請に係る手続含む）
- イ 入国情の検疫、税関、携行品申告等
- ウ 来日前に必要な健康診断又は予防接種
- エ 来日後に必要となる初期手続の事前案内（住民登録、保険加入等）

(2) 入国直後・初期生活基盤整備

- ア 住民登録、マイナンバー取得等の基礎的な行政手続
- イ 国民健康保険への加入手続
- ウ 金融機関の口座開設及び税務関連届出
- エ 公共料金契約（電気・ガス・水道）の申込み及び利用開始手続
- オ 携帯電話・インターネット等の通信契約
- カ 公共交通機関の利用方法

(3) 就労・学業

- ア 就労可能な在留資格
- イ 労働契約の基本及び労働者保護制度
- ウ 失業給付（雇用保険）
- エ 公共職業安定所利用案内
- オ 学校制度、入学手続及び外国人児童生徒支援施策
- カ 留学生向け奨学金及び学習支援制度
- キ 日本語学習

(4) 出産・子育て

- ア 妊娠の届出と母子健康手帳の交付
- イ 妊婦健康診査の受診
- ウ 出産育児一時金
- エ 出生届の提出
- オ 育児休業給付（雇用保険）
- カ 児童手当の申請
- キ 保育所・認定こども園・幼稚園の案内

ク 予防接種（予防接種法に基づく定期接種）の受け方

(5) 年金・福祉

- ア 国民年金・厚生年金保険の加入と保険料納付
- イ 年金記録の確認
- ウ 老齢年金・障害年金・遺族年金の概要
- エ 生活保護制度の概要
- オ 障害者手帳の取得と利用できるサービス
- カ 介護保険制度の概要
- キ 脱退一時金制度（国民年金・厚生年金保険）
- ク 葬儀・埋葬等に係る手続

(6) 死亡後の手続

- ア 死亡届・死亡診断書の提出
- イ 埋葬・火葬許可証の交付申請
- ウ 葬祭費・埋葬費・埋葬料・各種労災給付の支給申請
- エ 健康保険の資格喪失
- オ 年金受給権者死亡届の提出
- カ 遺族年金の請求
- キ 世帯主の変更や公共料金等の手続
- ク 免許証・雇用保険受給資格者証・在留カード等の返納（返還）手続

(7) 安全・緊急対応

- ア 災害時の避難情報、防災計画、各種防災情報の多言語での提供
- イ 緊急通報制度（110・119等）及び救急搬送、医療機関案内
- ウ 防犯
- エ 交通ルール・運転免許制度等の概要

(8) 生活におけるルールや手続

- ア ゴミ出し・廃棄物処理、リサイクル、騒音防止等の地域条例・規則の概要
- イ 地域生活におけるコミュニティやその活動
- ウ 感染症の予防

3 ガイドブックに情報を掲載する際には、外国人が必要な情報を迅速に得ることができるように章及び項目を整備します。また、文字だけではなく、イラストやピクトグラムなども取り入れ、視覚的に分かりやすくなる工夫を行います。

4 出入国在留管理庁は、関係府省庁が発信する情報をガイドブックに掲載する際、当該掲載情報に関連するウェブサイトのリンクをQRコードで挿入し、必要に応じて確認できるようにするなど、全体を通じて見やすい構成・分量となるように留意します。

第3 掲載情報に関する考慮事項

ガイドブックに掲載する情報は、以下に掲げる内容を踏まえたものとします。

1 中立性・公平性

原則として、各府省庁が発信する情報であること（ただし、特定の団体や企業などが発信する情報であっても、各府省庁のホームページにリンクの掲載などをしており、出入国在留管理庁が基礎的情報に該当する内容であると判断した場合は、掲載対象とします。）。

2 正確性

法令や事実に基づき、正確な内容であること。

3 最新性

掲載時点における最新の情報であること。

4 適切性

- (1) 特定の国籍や地域、在留資格、宗教、主義又は信条に偏っていたり、それらを非難したりする内容（外国人に対する差別や偏見などを助長するおそれがある情報を含む。）ではないこと。
- (2) その他、公序良俗に反する内容ではないこと。

第4 掲載情報の更新及び公表時期

1 掲載情報の更新

ガイドブックの掲載情報は、制度の変更状況や地方公共団体の相談窓口に寄せられる相談の内容等を踏まえ、関係府省庁で協議の上、定期的に更新します。

2 更新頻度

ガイドブックは、年に1回を目安として更新を行います。

3 公表の方法

- (1) ガイドブックはポータルサイトで公表します。
- (2) ガイドブックの掲載情報を更新した際には、関係府省庁で連携した上、各種SNSなどを用いて情報発信を行い、周知に取り組みます。

第5 言語

- 1 ガイドブックの作成言語は、在留外国人数が上位の国籍国における使用言語を参考とした上で、やさしい日本語を含む以下の20言語とします。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 日本語 | <input type="radio"/> やさしい日本語 |
| <input type="radio"/> 英語 | <input type="radio"/> 中国語 |
| <input type="radio"/> 韓国語 | <input type="radio"/> スペイン語 |
| <input type="radio"/> ポルトガル語 | <input type="radio"/> ベトナム語 |
| <input type="radio"/> ネパール語 | <input type="radio"/> タイ語 |
| <input type="radio"/> インドネシア語 | <input type="radio"/> ミャンマー語 |
| <input type="radio"/> クメール語 | <input type="radio"/> フィリピン語 |
| <input type="radio"/> モンゴル語 | <input type="radio"/> トルコ語 |
| <input type="radio"/> ウクライナ語 | <input type="radio"/> ロシア語 |
| <input type="radio"/> フランス語 | <input type="radio"/> ヒンディー語 |

- 2 その他の言語の追加については、その必要性や効果を十分に考慮し、出入国在留管理庁が決定します。

第6 関係府省庁のガイドブック周知に向けた取組み

関係府省庁は、ホームページ等にガイドブックへのリンク掲載を行うことなどにより、その周知に取り組むこととします。

第7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容は、関係府省庁で協議の上、必要に応じて見直しを行います。